【規程番号　神女大Ｖ－027】

神戸女子大学心理学部心理学科臨床心理実習履修資格についての細則

心理学部心理学科において臨床心理実習を履修しようとする者は、実習に耐え得る健康を保持し、実習に必要な知識・技能を身に付けていることとする。また、３回生終了までに下記の条件を充たしていることを原則とする。

（1）３回生終了までの履修科目の GPA が 2.7 以上であること。
（2）１～３回生の必修科目をすべて修得済みであること。
（3）３回生までに開講された公認心理師資格取得に必要な科目をすべて修得済みであること。

特別な事情により上記条件を充たせない者については、心理学科会議で協議のうえ対処する。

この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。